

潮来市過疎地域における固定資産税の課税免除の申請要件について

適用対象資産	【家屋】 建物およびその附属設備 【償却資産】 機械及び装置 【土地】 取得の日の翌日から１年以内に建設の着手があった場合、当該家屋の敷地部分
課税免除の期間	新たに固定資産税を課されることになった年度から３か年度（年度ごとに申請）
特別措置の内容	適用対象に課される固定資産税の全額免除
資産の取得期限	令和９年３月３１日

課税免除の要件に該当しているか確認してください。

免除対象	要 件				チェック欄
事業者	旧牛堀町区域内において新たに固定資産税の課税対象となる建物を新・増築又は設備更新により機械装置を取得した青色申告書を提出する法人又は個人。				☐
業種及び施設の使用方法	製造業、旅館業、農林水産物等販売業※注 1、情報サービス業における、それぞれ事業の用に供するもの。				☐
資 産	【家屋】建物およびその附属設備				☐
	【償却資産】機械及び装置				☐
	【土地】令和 4 年 4 月 1 日以降に取得し、取得日の翌日から 1 年以内に建設を着手した当該家屋の敷地部分				☐
取得価格 の合計 (土地は含まない)	対象業種	資本規模			☐
		5,000 万円以下 (個人を含む)	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超	
	製造業	500 万円以上	1,000 万円以上 ※注 2	2,000 万円以上 ※注 2	
	旅館業				
	農林水産物等販売業※注 1		500 万円以上 ※注 2		
情報サービス業					

※注 1 農林水産物等販売業とは、過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主にほかの地域のものに販売することを目的とする事業のこと。

※注 2 資本金の規模が 5,000 万円超の事業者については、新增設に係る取得等に限る。また、既存設備の取替え又は更新のための生産設備の新增設をした場合は、生産能力が従来に比べ、概ね 3 0 % 以上増加すること。

要件に該当している場合は「固定資産税課税免除申請書」に次の書類を添えて提出してください。

提出書類一覧		チェック欄	
		法人	個人
1	対象となる土地及び家屋の登記事項証明書	☐	☐
2	履歴事項全部証明書	☐	
3	直近の確定申告書の写し 法人税申告書：法人税法施行規則別表 1 の写し 確定申告書と青色申告決算書の写し（貸借対照表及び損益計算書の写し含む）	☐	☐
4	事業の用に供する設備等の取得が分かる書類 取得価格、取得年月日、耐用年数、特別償却の有無のわかるもの、建築請負契約書の写し、土地売買契約書の写し など	☐	☐
5	土地及び工場等建物の平面図 土地・事業所全体の平面見取図、対象建物の平面図（寸法表示のあるもの）、償却資産の配置がわかるもの など	☐	☐
6	旅館業の場合は、旅館業法第 3 条の規定による許可を受けたことを証する書面の写し	☐	☐
7	市長が必要と認める書類 ※特別償却を受けていない場合は「理由書」 取得等した生産設備の「取得価格、取得年月日、耐用年数、事業の用に供した日を記載した明細書」	☐	☐

※ 2 年目からは申請書のみ提出してください。（1 月 3 1 日まで）